

# 臨時福祉特別給付金の請求はお済みですか

請求期限は11月30日までです

平成十年分所得税等の特別減税の追加実施に連し、老齢福祉年金等の受給者、低所得の在宅ねたきり老人や六十五歳以上の低所得者の方々に、臨時福祉特別給付金が支給されることとなりました。

## ■福祉給付金

(支給対象者一人につき一万円支給)

平成十年八月一日(基準日)において、本年八月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方が対象となります。

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金(※)
- ③遺族基礎年金(※)
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当(経過措置分)
- ⑨原爆被爆者手当

※障害・遺族基礎年金の受給者の一部の方は、平成十年度分の個人の町民税が課せられていないことが要件となります。

ただし、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方

などには、それぞれの制度から別途同様の措置(生活保護費に一万円を加算して支給するなど)をとることとしていますので、福祉給付金は支給されません。

## ■介護福祉金

(支給対象者一人につき三万円支給)

基準日において、生活保護を受けている方が、平成十年度分の町民税所得割が非課税の方で次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①基準日において六カ月以上継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている六十五歳以上の方
- ②本年八月分の特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方

ただし、基準日において、病院、診療所、又は老人保健施設に継続して三カ月を超えて入院又は入所している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方には、介護福祉金は支給されません。

## ■特別給付金

(支給対象者一人につき一万円支給)

基準日において六十五歳以上の方で、平成十年度分の個人の町民税が非課税の方が対象となります。

ただし、福祉給付金の取扱いと同等に生活保護を受けている方などには支給されません。

## ●扶養者の非課税要件

本人が、他の方の平成十年度分の市町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となつていている場合は、当該他の方(扶養者)に平成十年度分市町村民税が課せられていないことが要件となりますのでご注意ください。

## ●受給の手続き

臨時福祉特別給付金支給申請書が役場住民課福祉係に備えつけてありますので、必要事項を記入の上、役場住民課福祉係へ十一月三十日までに提出して下さい。

なお、詳しいことは、役場住民課福祉係へおたずね下さい。

32・1111

# 長門地区文化体育施設(仮称)の愛称募集!



内外を問わない)

応募方法■「官製ハガキ」に限ります。ハガキに愛称名・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入して下さい。(応募点数は制限しないが、はがき一枚を一点とする。)

応募期限■九月三十日(水)(当日消印有効)

応募先■〒759・4192 長門市東深川1339・2 長門地区広域市町村圏振興整備協議会事務局長門市役所総務部企画財政課地域振興係宛

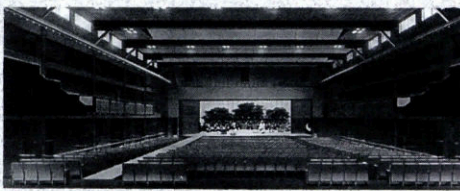
賞品■採用作品(一点)に、100,000円  
問合せ先■長門市役所企画財政課地域振興係  
23・11115

現在、長門市の総合公園内に平成十二年三月のオープンをめざして、「長門地域文化体育施設」(仮称)が建設中です。

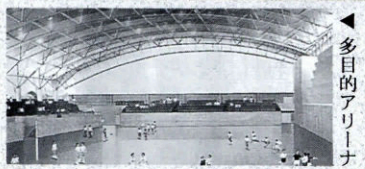
この施設は、長門地域の文化・スポーツ振興の拠点として、本格的な歌舞伎などの演劇を上演・鑑賞できる「文化施設」と、二、四〇〇人収容可能な「多目的アリーナ」からなる複合施設です。

長門広域圏(長門市・三隅町・日置町・油谷町)がイメージでき、二つの施設を総称する愛称を募集します。

応募資格■小学生以上(県



文化施設



多目的アリーナ